

新旧対照表 （でんさいサービス利用規定）

※旧（改定前）の赤文字取消線は削除箇所。新（改定後）の赤文字は追加・変更箇所。

旧（改定前）	新（改定後）
第1条（利用の申込み） 1. 本サービスを利用するには、本規定並びに業務規程等の内容をご承諾のうえ、当金庫所定の利用申込書に必要事項を記入して、当金庫が定める必要書類とともに当金庫に提出するものとします。 2. お申込みには、債務者として利用が可能な（この場合、債権者、電子記録保証人としても利用が可能）お申込みのほか、~~次の利用を限定した特約でお申込みをすることができます。~~ ~~一 債権者利用限定特約~~ ~~利用申込者またはお客様は、自らを債務者とする発生記録および電子記録保証人とする単独保証記録を請求しない場合には、債権者利用限定特約でお申込みをすることができます。~~ 第2条（利用資格） 利用申込者またはお客様は、業務規程等に定める利用契約の締結要件の他、当金庫が掲げる次の要件の全部を満たす者で、かつ当金庫の審査を経た上で、本サービスの利用契約ができるものとします。 なお、特約の有無により必要な審査が異なるほか、審査の結果によっては、お申込みに応じられない場合があります。 ~~1. 債務者（債権者、電子記録保証人としても利用が可能）として利用される場合~~ ~~一 当金庫所定のパーソナルコンピュータ等の端末機（以下「端末」といいます）を利用できる環境があること~~ ~~二 当金庫の営業地域内に事業所または居所を有すること~~ ~~三 （債務者利用の場合）当金庫との当座勘定預金取引があること~~ ~~四 （債務者利用の場合）手形交換所の取引停止処分を受けていないこと~~ ~~2. 債権者利用限定特約により利用される場合~~ ~~端末を利用できる環境があること~~ 第3条～第5条（略） 第6条（一括請求機能） 1. お客様は、発生記録請求、譲渡記録請求、分割譲渡記録請求について、それぞれ複数の記録請求を一括して行うことができます。	第1条（利用の申込み） 1. 本サービスを利用するには、本規定並びに業務規程等の内容をご承諾のうえ、当金庫所定の利用申込書に必要事項を記入して、当金庫が定める必要書類とともに当金庫に提出するものとします。 2. お申込みには、債務者として利用が可能な（この場合、債権者、電子記録保証人としても利用が可能）お申込みのほか、自らを債務者とする発生記録を請求しない場合には、債権者利用限定特約でお申込みすることができます。 第2条（利用資格） 利用申込者またはお客様は、業務規程等に定める利用契約の締結要件の他、当金庫が掲げる次の要件の全部を満たす者で、かつ当金庫の審査を経た上で、本サービスの利用契約ができるものとします。 なお、特約の有無により必要な審査が異なるほか、審査の結果によっては、お申込みに応じられない場合があります。 一 当金庫のでんさいライトサービスを利用していないこと 二 当金庫所定のパーソナルコンピュータ等の端末機（以下「端末」といいます）を利用できる環境があること 三 当金庫の営業地域内に事業所または居所を有すること 四 （債務者利用の場合）取引停止処分を受けていないこと 第3条～第5条（略） 第6条（一括請求機能） 1. お客様は、発生記録請求、譲渡記録請求、分割譲渡記録請求について、それぞれ複数の記録請求を一括して行うことができます。 2. 前項の取扱いには端末を用いた方法でのみ利用できます。

旧（改定前）	新（改定後）
第7条～第13条（略） 第14条（決済口座） - お客様は、本サービスで利用する当金庫本支店に開設している口座を決済口座として、申込書により当金庫に届け出てください。 - 当金庫は、届出の内容に従い、本サービスの決済口座を登録します。ただし、決済口座として指定可能な預金の種類は当座預金口座に~~限定させていただきます。~~ - 届出可能な決済口座の口座数は、当金庫所定の口座数以内とします。 - 届出可能な決済口座は、お客様名義の口座のみとします。 - 決済口座の追加・変更および削除については、当金庫所定の書面により当金庫の取引店に届け出てください。 第15条（利用手数料） - 本サービスの利用にあたっては、当金庫所定の手数料（以下「利用手数料」といいます）をいただきます。なお、利用手数料には消費税等相当額を含みます。 - 当金庫は、利用手数料を普通預金規定、総合口座取引規定および当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカード~~または当座小切手~~の提出を受けることなしに、予め指定された決済口座から（複数ある場合には代表口座から）、当金庫所定の日に自動的に引落します。 - 当金庫は、利用手数料をお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。 - お客様は、取引内容により利用手数料以外に当金庫所定の諸手数料および消費税を支払うものとします。 - 過去にお客様であった方やその他利害関係者が、当金庫に対して電子記録に関する開示の請求をする場合には、当金庫所定の手数料および消費税をいただきます。 - 資金不足等により引落不能が生じた場合には、直ちに入金を請求いたします。 第16条（口座間送金決済） - 債務者として利用される場合には、発生させたでんさいの支払期日の前営業日までに当該でんさいの決済資金を決済口座にご準備ください。 - 当金庫では、お客様が債務者であるでんさいの支払期日が到来した場合、当該でんさいの決済資金を当座勘定規定の定めにかかわらず、~~当座小切手~~の提出を受けることなしに、当金庫所定の時間に決済口座から引き落としのうえ、でんさいネットから指定のあった債権者の口座に払い込みを行います。なお、支払期日が金融機関窓口休業日にあたる場合の払い込みは、翌営業日に行います。 - 前項による決済口座からの決済資金の引き落としができない場合は、債権者の口座への払い込みを行なうことはできません。ただし、当金庫が認めた場合で当金庫所定の時間までに該当決済資金の入金があれば、払い込みを行ないます。なお、支払期日が金融機関窓口休業日にあたる場合の払い込みは、翌営業日に行います。	第7条～第13条（略） 第14条（決済口座） - お客様は、本サービスで利用する当金庫本支店に開設している口座を決済口座として、申込書により当金庫に届け出てください。 - 当金庫は、届出の内容に従い、本サービスの決済口座を登録します。ただし、決済口座として指定可能な預金の種類は~~普通預金口座または~~当座預金口座とします。 - 届出可能な決済口座の口座数は、当金庫所定の口座数以内とします。 - 届出可能な決済口座は、お客様名義の口座のみとします。 - 決済口座の追加・変更および削除については、当金庫所定の書面により当金庫の取引店に届け出てください。 第15条（利用手数料） - 本サービスの利用にあたっては、当金庫所定の手数料（以下「利用手数料」といいます）をいただきます。なお、利用手数料には消費税等相当額を含みます。 - 当金庫は、利用手数料を普通預金規定、総合口座取引規定および当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカード~~等~~の提出を受けることなしに、予め指定された決済口座から（複数ある場合には代表口座から）、当金庫所定の日に自動的に引落します。 - 当金庫は、利用手数料をお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。 - お客様は、取引内容により利用手数料以外に当金庫所定の諸手数料および消費税を支払うものとします。 - 過去にお客様であった方やその他利害関係者が、当金庫に対して電子記録に関する開示の請求をする場合には、当金庫所定の手数料および消費税をいただきます。 - 資金不足等により引落不能が生じた場合には、直ちに入金を請求いたします。 第16条（口座間送金決済） - 債務者として利用される場合には、発生させたでんさいの支払期日の前営業日までに当該でんさいの決済資金を決済口座にご準備ください。 - 当金庫では、お客様が債務者であるでんさいの支払期日が到来した場合、当該でんさいの決済資金を~~普通預金規定、総合口座取引規定および~~当座勘定規定の定めにかかわらず、~~通帳・払戻請求書・キャッシュカード等~~の提出を受けることなしに、当金庫所定の時間に決済口座から引き落としのうえ、でんさいネットから指定のあった債権者の口座に払い込みを行います。なお、支払期日が金融機関窓口休業日にあたる場合の払い込みは、翌営業日に行います。 - 前項による決済口座からの決済資金の引き落としができない場合は、債権者の口座への払い込みを行なうことはできません。ただし、当金庫が認めた場合で当金庫所定の時間までに該当決済資金の入金があれば、払い込みを行ないます。なお、支払期日が金融機関窓口休業日にあたる場合の払い込みは、翌営業日に行います。

旧（改定前）	新（改定後）
4．支払期日が同日の複数のでんさいの支払があった場合、またはその他小切手、手形の支払等があった場合、いずれを先に決済口座から引き落とすかの順序は、当金庫の判断により行います。 5．でんさいの分割譲渡により支払期日が同日のでんさいが複数ある場合には、分割後の債権金額単位で引き落としを行います。 第17条～第34条（略） 以 上	4．支払期日が同日の複数のでんさいの支払があった場合、またはその他小切手、手形の支払等があった場合、いずれを先に決済口座から引き落とすかの順序は、当金庫の判断により行います。 5．でんさいの分割譲渡により支払期日が同日のでんさいが複数ある場合には、分割後の債権金額単位で引き落としを行います。 第17条～第34条（略） 以 上 （2026年10月1日改定）

以 上